

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 19 日

各
〔都道府県知事
指定都市市長
中核市市長〕殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課
精神・障害保健課

肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療並びに指定自立支援医療、指定療養介護医療及び基準療養介護医療に係る支給決定事務等について

本日付けで公布した「児童福祉法施行令等の一部を改正する政令」（令和 2 年政令第 31 号。以下「改正政令」という。）の内容については、「児童福祉法施行令等の一部を改正する政令の公布について」（令和 2 年 2 月 18 日付厚生労働省健康局長・社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）でお示しし、令和 2 年 7 月 1 日から施行することとしています。

今般、改正政令により、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 35 条第 2 項に規定する公的年金等の支給を受ける者が肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療（以下「肢体不自由児通所医療等」という。）並びに指定自立支援医療、指定療養介護医療及び基準療養介護医療を受けたときの負担上限月額額の算定においては、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 13 号に規定する合計所得金額から所得税法第 35 条第 2 項第 1 号に掲げる金額（公的年金等の所得）を控除して計算することとなります。

については、改正政令による負担上限月額額の算定方法の変更に伴う留意事項等は下記のとおりですので、運用に当たり遺漏のないようにされるとともに、管内市町村（特別区を含む。）、関係者等に対し適切な周知を図っていただきますよう、お願いします。

記

第 1 対象制度

負担上限月額額の算定方法を変更する制度は以下のとおり。

- ① 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 29 第 2 項に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（関連法令）児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「児福令」という。）第 25 条の 13

- ② 児童福祉法第 24 条の 20 第 2 項第 1 号に規定する当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額
(関連法令) 児福令第 27 条の 13
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)第 58 条第 3 項第 1 号に規定する当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額
(関連法令) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号。以下「障害者総合支援法施行令」という。)第 35 条
- ④ 障害者総合支援法第 70 条第 2 項又は第 71 条第 2 項において準用する第 58 条第 3 項第 1 号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額
(関連法令) 障害者総合支援法施行令第 42 条の 4

第 2 留意事項

1 肢体不自由児通所医療等並びに指定療養介護医療及び基準該当療養介護医療について

施行日以後に行われる肢体不自由児通所医療等並びに指定療養介護医療及び基準該当療養介護医療について、改正政令による改正後の児福令又は障害者総合支援法施行令に基づく負担上限月額の算定方法が適用されるよう、各市町村におかれては、支給決定の有効期間の設定に御配慮いただきたい。

具体的には、改正政令により負担額が軽減される障害者又は障害児の保護者であって施行日前に支給決定の有効期間が終了するものについて、以下に掲げるような対応をとることにより、施行日から、改正政令による改正後の児福令又は障害者総合支援法施行令に基づく負担上限月額に変更することをお願いする。

- ・ 令和 2 年 6 月 30 日までを有効期間として支給決定し、当該障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき改めて施行日を有効期間の開始日とする支給決定を行う、又は
- ・ 肢体不自由児通所医療については児童福祉法第 21 条の 5 の 8 第 2 項、指定療養介護医療及び基準該当療養介護医療については障害者総合支援法 24 条第 2 項に基づき、職権により通所給付決定又は支給決定の変更を行う、若しくは障害児入所医療については児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号)第 25 条の 7 第 5 項及び第 6 項に基づき、障害児入所医療負担上限月額を変更する。

また、改正政令により負担額が軽減される障害者又は障害児の保護者であって施行日以後に支給決定の有効期間が終了するものについては、以下に掲げるような対応をとることにより、施行日から、改正政令による改正後の児福令又は障害者総合支援法施行令に基づく負担上限月額に変更することをお願いする。

- ・ 肢体不自由児通所医療並びに指定療養介護医療及び基準該当療養介護医療については、職権により通所給付決定又は支給決定の変更を行う、又は

- ・ 障害児入所医療については児童福祉法施行規則第 25 条の 7 第 5 項及び第 6 項に基づき、障害児入所医療負担上限月額を変更する。

2 指定自立支援医療について

施行日以後に行われる指定自立支援医療について、改正政令による改正後の障害者総合支援法施行令に基づく負担上限月額の算定方法が適用されるよう、各都道府県及び市町村におかれては、支給認定の有効期間の設定に御配慮いただきたい。

具体的には、改正政令により負担額が軽減される障害者又は障害児の保護者であって施行日前に支給認定の有効期間が終了するもの又は施行日前に新規で申請があったものについて、以下に掲げるような対応をとることにより、施行日から、改正政令による改正後の障害者総合支援法施行令に基づく負担上限月額に変更することをお願いする。

- ・ 令和 2 年 6 月 30 日 までを有効期間として一旦支給認定し、当該障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき改めて施行日を有効期間の開始日とする支給認定を行う、又は
- ・ 障害者総合支援法第 56 条第 2 項に基づき、職権により支給認定の変更を行う。

また、改正政令により負担額が軽減される障害者又は障害児の保護者であって施行日以後に支給認定の有効期間が終了するものについては、当該障害者又は障害児の保護者からの支給認定の変更の申請又は職権により、施行日から、改正政令による改正後の障害者総合支援法施行令に基づく負担上限月額に変更することをお願いする。

